

平成26年度文部科学省税制改正要望事項

平成25年10月1日

※H25税制改正要望事項

1. 寄附税制の拡充

- | | | |
|--|--------|---------|
| (1) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し | 【所得税】 | 拡充
※ |
| (2) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入等 | 【所得税等】 | 新設
※ |
| (3) 研究開発法人への寄附に係る税制措置
(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省との共同要望) | 【所得税等】 | 新設 |
| (4) (独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置 | 【所得税等】 | 新設 |
| (5) 国立霞ヶ丘競技場の整備事業への寄附に係る税制措置 | 【所得税等】 | 新設
※ |
| (6) (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置 | 【所得税等】 | 新設 |

2. 教育、科学技術イノベーション、スポーツ、文化芸術の振興

- | | | |
|---|-----------|----------|
| (1) 消費税率引上げに伴う教育に係る経費負担の軽減 | 【関連する税目】 | その他
※ |
| (2) 子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置
(内閣府、厚生労働省との共同要望) | 【所得税等】 | 新設
※ |
| (3) <u>試験研究を行った場合の法人税等の特別控除</u> ㊟
(経済産業省等との共同要望) | 【法人税等】 | 拡充
延長 |
| (4) ゴルフ場利用税の廃止 | 【ゴルフ場利用税】 | その他
※ |
| (5) 重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る所得税等の非課税措置 | 【所得税等】 | 拡充 |

3. その他

- | | | |
|--|---------|-----|
| (1) 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置 | 【 - 】 | 新設 |
| (2) 指定都市に係る県費負担教職員の給与負担を道府県から指定都市へ移管するための税源移譲 | 【(地方税)】 | その他 |
| (3) 被用者年金一元化法等による私立学校教職員の共済年金の廃止及び「年金払い退職給付」制度の創設等に伴う所要の措置 | 【所得税等】 | 新設 |

平成 26 年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

1. 寄附税制の拡充

(1) 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し（拡充）【所得税】

平成 23 年度税制改正により、学校法人（公益社団・財団法人、社会福祉法人等）への個人寄附に係る税額控除制度が導入※された。

これらの法人が税額控除の対象となるためには、寄附実績に関する要件（PST（パブリック・サポート・テスト）要件）等を満たす必要があるが、特に、幼稚園や小・中・高のみを設置するような小規模な法人にとって PST 要件を満たすことは困難であること等が明らかになっている。

学校法人はそもそも特に高い公共性を有するものであり、小規模な法人も含めてすべての学校法人が等しく税額控除を活用し、個人からの寄附を一層集めることができるよう、PST 要件を撤廃する。

※所得控除を選択することも可能。

【税額控除の対象法人となるための要件】

寄附実績に関する要件（PST 要件）

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の 20%以上
または
- ② 3,000 円以上の寄附者数が年平均 100 人以上



寄附実績に関する要件を不要とする。

情報公開の要件

寄附行為、役員名簿、財産目録等の一定の書類を主たる事務所に備え置き、閲覧に供すること

参考 1 与党「平成 25 年度税制改正大綱」（平成 25 年 1 月 24 日）（抜粋）

第三 検討事項

- 3 寄附金税制については、これまでの制度拡充の効果等を見極めつつ、そのあり方を総合的に検討する。

参考 2 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 25 年 4 月 1 日施行）（抜粋）

附則

第 108 条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号～（略）～に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、～（略）～財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

- 一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

参考 3 教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）-第 2 期-（抜粋）

基本施策 2 9 私立学校の振興

【主な取組】

2 9 - 2 多角的な資金調達の促進

各学校法人における確固とした財政基盤の確立のため、税額控除制度等を活用した私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施するとともに、学校法人が寄附金収入等の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。また、寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲や財源も含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

（２）国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入等（新設）【所得税等】

平成 23 年度税制改正により、学校法人（公益社団・財団法人、社会福祉法人等）への個人寄附に係る税額控除と所得控除の選択制が導入されたが、国立大学法人等についても、同様の制度を導入する。

【国立大学法人への寄附に対する税制措置】

所得税（現行：所得控除のみ）
（寄附金額－2,000 円）を所得から控除



所得税（要望：所得税と税額控除の選択制）
○ 税額控除（（寄付金額－2,000 円）×40%を所得税額から控除※）と所得控除との選択制の導入
※所得税額の 25%を限度

※減税額（いずれも夫婦と子供 2 人（大学生と高校生）の給与所得者を想定

年収	1 万円寄附した場合		100 万円寄附した場合	
	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除
700 万円	800 円	3,200 円	83,900 円	41,375 円
1,100 万円	1,600 円	3,200 円	199,600 円	207,125 円
2,000 万円	2,640 円	3,200 円	329,340 円	399,200 円

参考 1 与党「平成 25 年度税制改正大綱」（平成 25 年 1 月 24 日）（抜粋）

第三 検討事項

- 3 寄附金税制については、これまでの制度拡充の効果等を見極めつつ、そのあり方を総合的に検討する。

参考 2 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 25 年 4 月 1 日施行）（抜粋）

附則

第 108 条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号～（略）～に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、～（略）～財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

- 一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

参考 3 教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）-第 2 期-（抜粋）

基本施策 2 8 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設設備

【主な取組】

2 8 - 1 大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分

国立大学運営費交付金や私学助成など財政基盤の確立を図るとともに、基盤的経費について、その基本的性質を十分踏まえつつ、一層メリハリある配分を行う。国立大学については、国立大学改革の促進を視野に、年俸制の本格導入や学外機関との混合給与の導入等の人事給与システムの見直しや全学的な戦略に基づく学内資源の再配分を促すとともに、平成 2 8 年度からの第 3 期中期目標期間における運営費交付金の配分の在り方について、新たな評価指標を確立し、抜本的に見直す。また、競争的資金については、各大学等のインセンティブの強化や先進的な取組の促進等を図る。さらに、寄附金に係る税制上の措置の在り方の検討、寄附金収入等の民間資金導入促進策の検討を行うとともに、寄附制度の普及啓発や先進事例の紹介等、民間資金を自主的・積極的に調達するための環境整備を行う。

(3) 研究開発法人への寄附に係る税制措置（新設）（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省との共同要望）
【所得税等】

研究開発法人（※）に対する寄附金について、以下の2点を措置する。

- ① 法人からの寄附に係る指定寄附金化。
- ② 個人からの寄附に係る税額控除と所得控除の選択制の導入。

※ 「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（研究開発力強化法）第2条第8項に定める独立行政法人をいう。

※ 文部科学省所管の研究開発法人は、以下のとおり。

- ・独立行政法人国立科学博物館
- ・独立行政法人物質・材料研究機構
- ・独立行政法人防災科学技術研究所
- ・独立行政法人放射線医学総合研究所
- ・独立行政法人科学技術振興機構
- ・独立行政法人日本学術振興会
- ・独立行政法人理化学研究所
- ・独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- ・独立行政法人海洋研究開発機構
- ・独立行政法人日本原子力研究開発機構

【研究開発法人への寄附に対する税制措置】

法人税（現行）

- 試験研究の用に直接供する固定資産の取得のための寄附金であって、1年を超えない範囲内で財務大臣が定めた期間内に支出されたものは、指定寄附金扱い（寄附金の全額を損金算入）
- その他の事業に対する寄附金については、特定公益増進法人に対する寄附金扱い（上限金額あり※）。

※ $(\text{所得金額} \times 3.125\%) + (\text{資本等の金額} \times 0.1875\%)$

法人税（要望）

- 法人全体に対する寄附金について、指定寄附金化（寄附金の全額を損金算入）

所得税（現行：所得控除のみ）

（寄付金額－2,000円）を所得から控除

所得税（要望：所得控除と税額控除の選択制）

- 税額控除（ $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$ を所得税額から控除※）と所得控除との選択制の導入

※所得税額の25%を限度

参考 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抜粋）

一．日本産業再興プラン 3．科学技術イノベーションの推進

④ 研究開発法人の機能強化

成長戦略の実現に資する研究開発を集中的かつ効果的に推進するため、研究開発法人に対する業務運営の効率化目標の在り方を見直し、研究開発内容や評価を踏まえたメリハリある予算を実現するなど研究開発法人の機能強化を図る。

○世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設

- ・研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性）を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する（次期通常国会に法案提出を目指す）。

○具体的な改善事項への対応

- ・法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入（寄附金収入分等）を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。

**(4) (独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置
(新設)【所得税等】**

(独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への民間からの寄附について、以下の2点を措置する。

- ① 法人からの寄附に係る指定寄附金化。
- ② 個人からの寄附に係る税額控除と所得控除の選択制の導入。

【(独)日本学生支援機構への寄附に対する税制措置】

法人税（現行）

- 学資の貸与に対する寄附金は、指定寄附金扱い（寄附金の全額を損金算入）
- その他の事業に対する寄附金については、特定公益増進法人に対する寄附金扱い（上限金額あり※）。

※ $(\text{所得金額} \times 3.125\%) + (\text{資本等の金額} \times 0.1875\%)$

法人税（要望）

- 学資の貸与に対する寄附金に加え、海外留学支援制度に係る寄附金についても、指定寄附金化（寄附金の全額を損金算入）

所得税（現行：所得控除のみ）

（寄附金額－2,000円）を所得から控除

所得税（要望：所得控除と税額控除の選択制）

- 海外留学支援制度に係る個人からの寄附について、税額控除（（寄付金額－2,000円）×40%を所得税額から控除※）と所得控除との選択制の導入
- ※所得税額の25%を限度

参考 1 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抜粋）

一．日本産業再興プラン 二．雇用制度改革・人材力の強化

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与

- ・ 高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。

参考 2 教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）-第 2 期-（抜粋）

基本施策 1 6

外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

1 6 - 2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

- 日本人の海外留学者数の大幅な増加（2020年を目途に日本の海外留学生数を倍増（大学等：6万人から12万人，高校：3万人から6万人））を目指し，高校，大学等における留学機会を，将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者全員に与えるため，留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進，給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。

参考 3 安倍総理「成長戦略第 2 弾スピーチ」（平成 25 年 5 月 17 日）（抜粋）

4. 世界に勝てる大学改革（すべての若者に留学機会を）

そして、日本の若者たちには、広い世界を、自分の目で見て、足で歩いてほしい。

私は、意欲と能力のある「すべて」の日本の若者に、留学機会を実現させたい。そのために、官民が協力し、留学生の経済的負担を軽減するための新しい仕組みを創ります。

（５）国立霞ヶ丘競技場の整備事業への寄附に係る税制措置（新設）【所得税等】

国際競技大会である 2019 年ラグビー・ワールドカップ開催や、2020 年オリンピック招致に向け、また、老朽化に伴う改築のため、（独）日本スポーツ振興センター（JSC）が所有する国立霞ヶ丘競技場の整備事業に対する寄附について、事業に対する個人からの寄附に係る税額控除と所得控除の選択制を導入する。

※別途、事業に対する法人からの寄附に係る指定寄附金化について検討。

【国立霞ヶ丘競技場の整備事業への寄附に対する税制措置】

所得税（現行：所得控除のみ）

（寄付金額－2,000 円）を所得から控除



所得税（要望：所得控除と税額控除の選択制）

- 国立霞ヶ丘競技場の整備事業への寄附金について、税額控除（（寄付金額－2,000 円）×40%を所得税額から控除※）と所得控除との選択制の導入

※所得税額の 25%を限度

参考 1 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（抜粋）

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第 27 条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

参考 2 『スポーツ基本計画』（平成 24 年 3 月 30 日 文部科学大臣策定）（抜粋）

第 4 章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

（3）スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

寄附税制やスポーツ振興基金・スポーツ振興投票制度等を活用し、寄附文化の醸成を通じた民間資金の導入を進め、その効果的・効率的な活用を図ることが必要である。

(6) (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置 (新設) 【所得税等】

我が国の文化芸術のナショナルセンターである(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会に対する寄附金について、以下の2点を措置する。

- ① 法人からの寄附に係る指定寄附金化。
- ② 個人からの寄附に係る税額控除と所得控除の選択制の導入。

【文化法人への寄附に対する税制措置】

法人税 (現行)

- 特定公益増進法人に対する寄附金扱い (上限金額あり※)。
- ※ (所得金額×3.125%) + (資本等の金額×0.1875%)

法人税 (要望)

- 法人全体に対する寄附金について、指定寄附金化 (寄附金の全額を損金算入)

所得税 (現行：所得控除のみ)

(寄付金額-2,000円)を所得から控除

所得税 (要望：所得控除と税額控除の選択制)

- 税額控除 ((寄付金額-2,000円)×40%を所得税額から控除※)と所得控除との選択制の導入
- ※所得税額の25%を限度

参考 経済財政運営と改革の基本方針 (平成25年6月14日閣議決定) (抜粋)

第2章 強い日本，強い経済，豊かで安全・安心な生活の実現

3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化

(1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興

(文化芸術・スポーツの振興)

文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子どもの文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興するとともに、スポーツ立国を目指し、生涯スポーツ社会の実現や、オリンピック・パラリンピックの招致、国際競技力の向上、障害者スポーツの推進などスポーツを振興する。

2. 教育、科学技術イノベーション、スポーツ、文化芸術の振興

(1) 消費税率引上げに伴う教育に係る経費負担の軽減（その他）

【関連する税目】

消費税率引上げ（※）に伴う学校法人等の経営への影響により、教育研究の質が低下しないよう、また学校に通う学生・生徒の経済的負担の増加により、意欲と能力のある学生等が進学等を断念することが無いよう、「消費税率引上げに伴う教育に係る経費負担の軽減」を事項として要望する。

- ※ 授業料、入学金・入園料、施設整備費、入学検定料等に係る消費税は現在非課税とされている。一方、学校法人等が仕入れを行う際に係る消費税については課税扱いであり、この分を控除できないため、財政上又は税制上の措置を講じない限り、学校法人等に係る新たな負担を授業料等に転嫁せざるを得なくなる。
- ※ 消費税率の引上げについては、本年秋に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）附則第 18 条にのっとり、経済状況等を総合的に勘案して、判断を行うこととされている。

(2) 子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置（新設）（内閣府、厚生労働省との共同要望）

【所得税等】

平成 24 年 8 月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連 3 法が成立し、これらに基づき、「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。（新制度の本格施行は、消費税率引上げの時期を踏まえて早ければ平成 27 年 4 月）

以上を踏まえ、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴う

- 幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
- 市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置
- 病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置
- 給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置

を講じる。

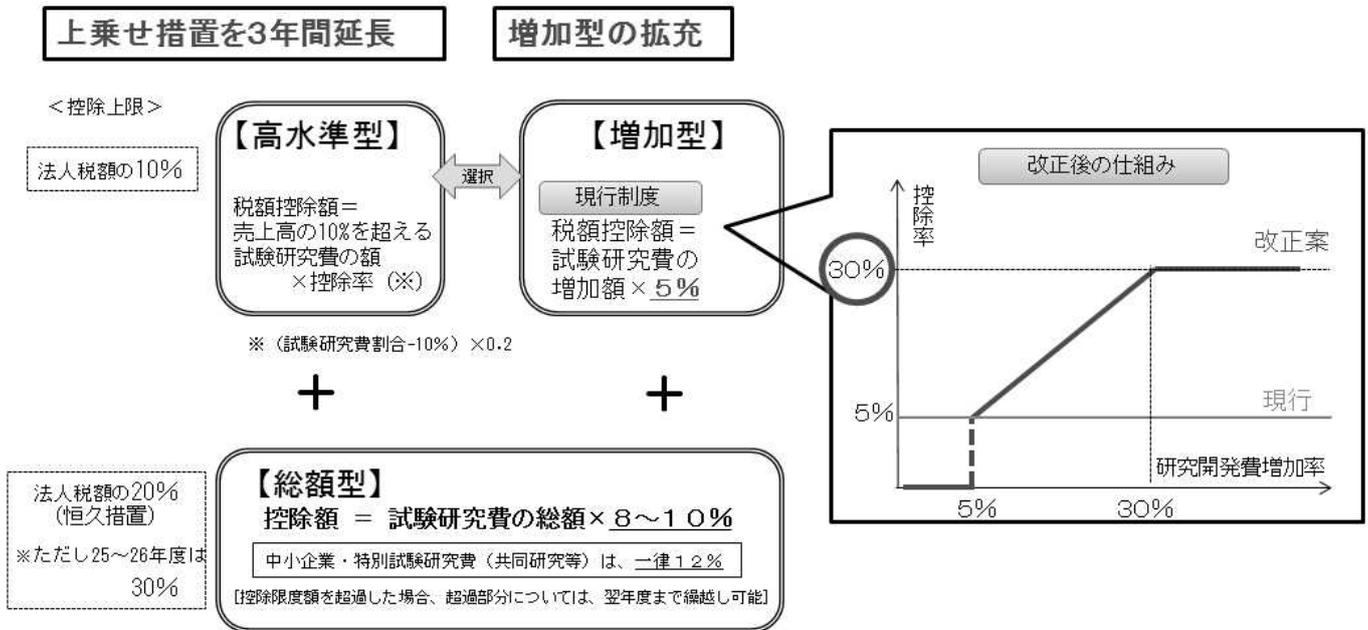
(3) 試験研究を行った場合の法人税等の特別控除（拡充・延長）（経済産業省等との共同要望）
【法人税等】

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。

そのため、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除のうち、

- ① 上乗せ措置（増加型・高水準型）について、増加型の控除率を次に改組した上、3年（平成28年度末まで）延長
- ② 増加型の控除率は、増加型試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、30%（増加割合が30%未満の場合には、増加割合）

を措置する。



法人税額の10%

+

法人税額の20% (恒久措置)
※ただし25~26年度は30%

+

【総額型】

控除額 = 試験研究費の総額 × 8~10%

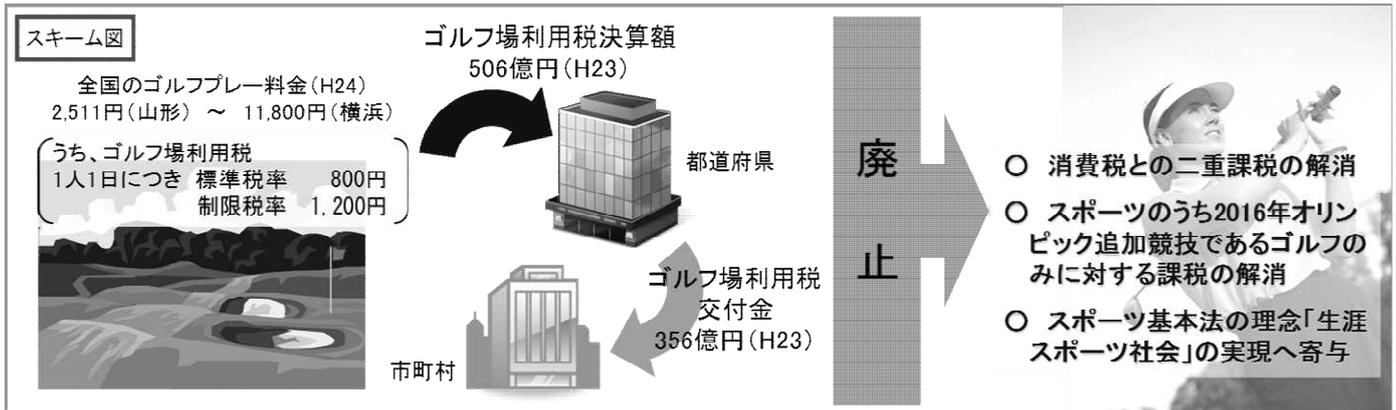
中小企業・特別試験研究費（共同研究等）は、一律12%

[控除限度額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰越し可能]

(4) ゴルフ場利用税の廃止 (その他)

【ゴルフ場利用税】

一昨年成立・施行されたスポーツ基本法により生涯スポーツ社会の実現が理念として規定されたことを踏まえ、国民スポーツ、生涯スポーツとして国民に広く親しまれ、また、2016年リオデジャネイロオリンピックでの追加競技でもあるゴルフをプレーする際に課税されるゴルフ場利用税を廃止する。



参考 スポーツ基本法 (平成 23 年法律第 78 号) (抜粋)

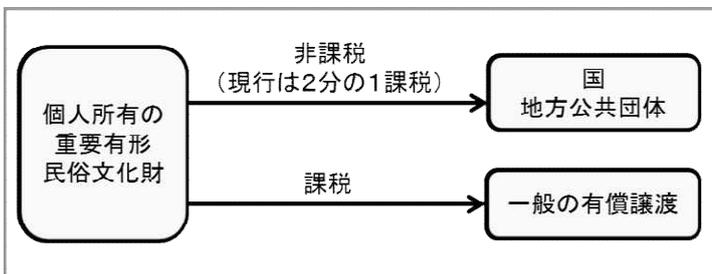
(基本理念)

第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

**(5) 重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体に対して譲渡した場合に係る
所得税等の非課税措置（拡充）** **【所得税等】**

これまで、個人所有の重要有形民俗文化財の国（（独）国立文化財機構、（独）国立美術館）、（独）国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体への譲渡については、譲渡所得の2分の1課税とされているところ、本税制措置の期限切れに伴い、その地域との密着度や重要性等を踏まえ、文化財保護法上、同等の価値を有する重要文化財と同様の扱いとして、譲渡所得について所得税等を恒久的に非課税とする。

※ 重要文化財（約1万3千件指定）については、昭和47年より非課税措置。重要有形民俗文化財（約2百件指定）の制度については、昭和50年の文化財保護法の改正により創設。



「重要有形民俗文化財」とは

地域に伝えられてきた衣食住、生業、信仰、年中行事等に用いられる衣服、器具、家屋等の有形民俗文化財のうち特に重要なものとして国が指定したもの。



参考1 経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化

(1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興

(文化芸術・スポーツの振興)

文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子どもの文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興するとともに、スポーツ立国を目指し、生涯スポーツ社会の実現や、オリンピック・パラリンピックの招致、国際競技力の向上、障害者スポーツの推進などスポーツを振興する。

参考2 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

- ・ 国宝、重要文化財などの地域の文化財について、保存・整備を図るとともに、情報発信・活用方法の検討を今年度内に実施し、観光資源として積極的に国内外へ発信し、活用する。

3. その他

(1) 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置（新設）【一】

独立行政法人改革については、本年6月の第3回行政改革推進会議において、制度見直しを中心に中間的整理を行ったところ。また、同会議において、総理から、中間的整理を踏まえ、本年末に向けて、個別法人の組織見直しなど更に検討を進めるよう指示がなされているところ。検討の結果に行い、独立行政法人の組織見直しを実現するに際し、税制上の所要の措置を講ずる。

(2) 指定都市に係る県費負担教職員の給与負担を道府県から指定都市へ移管するための税源移譲（その他）【(地方税)】

現在、市町村立学校職員給与負担法により、県費負担教職員の給与費については都道府県の負担とされているが、平成25年3月12日閣議決定「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担については道府県から政令指定都市に移譲されることとされた。

そこで、給与負担の移管に伴い必要な経費を確保するため、道府県から指定都市へ一定の税源移譲を行う。

参考 1 「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」（平成 25 年 3 月 12 日閣議決定）（抜粋）

〔基礎自治体への権限移譲〕

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭 31 法 162）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭 33 法 116）、市町村立学校職員給与負担法（昭 23 法 135）

- ・ 指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担（市町村立学校職員給与負担法 1 条）、県費負担教職員に係る定数の決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 4 1 条 1 項、2 項）及び学級編制基準の決定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 3 条 2 項）については、第 3 0 次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。

参考 2 『大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申』（平成 25 年 6 月 25 日）地方制度調査会（抜粋）

第 2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度 (2) 「二重行政」の解消を図るための具体的な方策 ②税財源の配分

事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分（住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など）も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。その際には、一律の税源配分の見直しのみによって個々の指定都市に新たに生じる財政負担を適切に措置することは困難であり、地方交付税による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが不可欠である。なお、財政措置を講じるに当たっては、指定都市側と関係道府県側の間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきである。

(3) 被用者年金一元化法等による私立学校教職員の共済年金の廃止及び「年金払い退職給付」制度の創設等に伴う所要の措置（新設） 【所得税等】

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」等に基づき、国家公務員共済及び地方公務員共済と同様に、私立学校教職員共済年金が廃止され、新たに「年金払い退職給付」制度が設けられることとなった。（平成27年10月施行）

この「年金払い退職給付」に対する所得税の取扱いについて、従来の3階部分と同様に、保険料支払い時に社会保険料控除の対象となり全額が給与所得から控除され、年金受給時に所得課税されることとする等、必要な税制上の措置を講ずる。

(参考)

- 平成24年8月 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保健法等の一部を改正する法律」制定
- 平成24年11月 「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律」制定
- これらの法律に基づき、平成27年10月に、次の措置を講ずることとされた。
 - ① 厚生年金に私立学校教職員も加入するとともに、共済年金を廃止し、2階部分の年金は厚生年金に統一
 - ② 共済年金の3階部分（職域部分）の廃止と同時に、新たに「年金払い退職給付」を創設